

基本方針Ⅳ 男女共同参画推進体制づくり

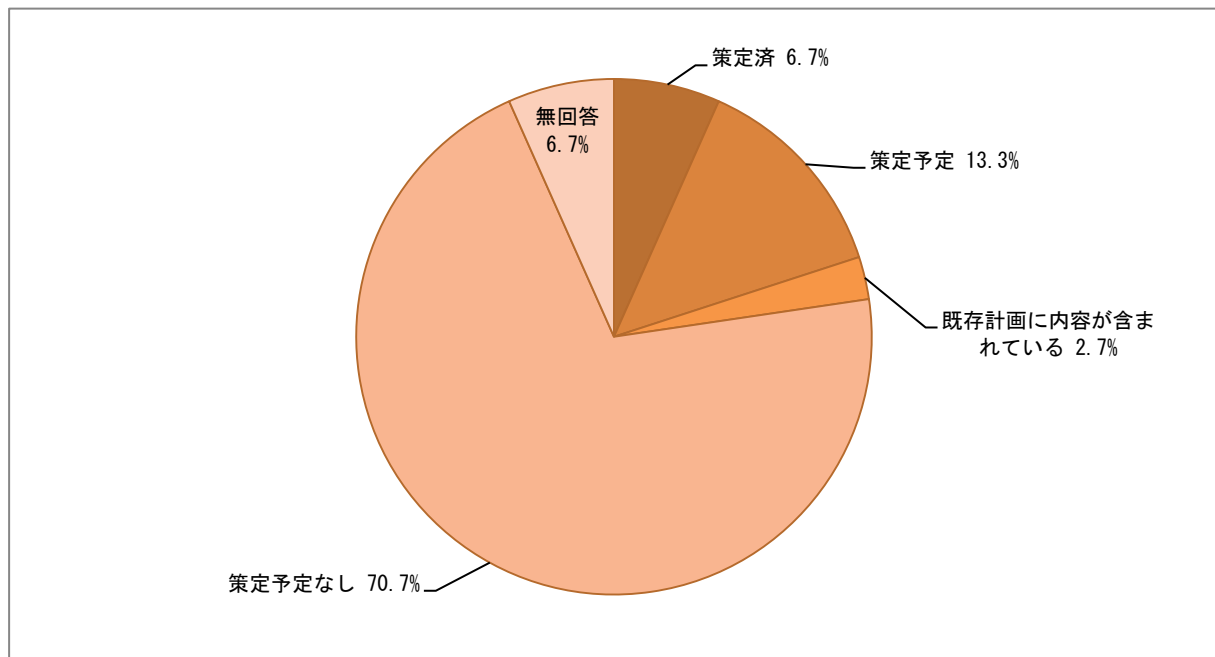
【現状と課題】

人口減少や少子高齢化が進行する中、豊かで活力のある社会を維持していくためには、男女が共に支えあい個々の能力を十分に発揮し、「持続可能な地域社会づくり」を推進していくことが重要です。

男女共同参画による持続可能な地域社会の実現に向け、まずは行政が率先して取り組むことが求められます。庁内の推進体制として、「水俣市男女共同参画社会推進本部」、「水俣市男女共同参画社会推進本部幹事会」、「水俣市男女共同参画社会推進本部検討部会」を組織し、各施策・取組に男女共同参画の視点を取り入れ、計画的な実施に努めます。また、施策を着実に推進していくために、「事業を計画(PLAN)」、「実施(DO)」、「評価(CHECK)」し、「評価結果を反映(ACTION)」させます。

併せて、職員一人ひとりが男女共同参画を意識して職務に取り組むようにしていきます。

事業者においては、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定状況を尋ねた質問（図Ⅳ－１）によると、その策定率は6.7%となっています。改正女性活躍推進法^{※1}では、事業主行動計画の策定義務が、常時雇用労働者301人以上から101人以上の事業主に拡大されたので、今後、策定率が向上し、女性の採用、管理職への登用、働きやすい職場環境づくりが進んでいくと思われれます。



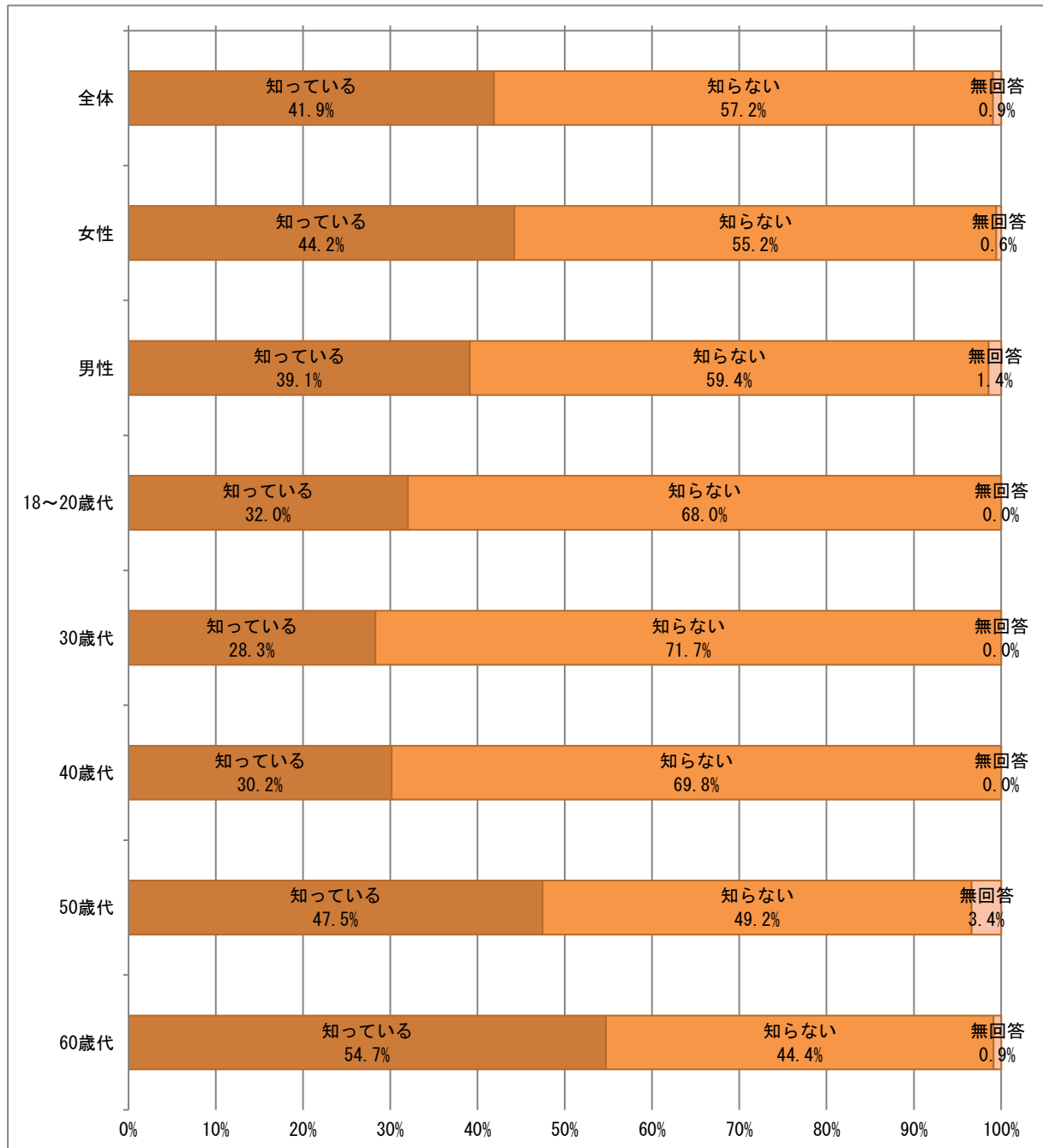
【図Ⅳ－１ 女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定状況】

（令和元（2019）年6月 水俣市男女共同参画まちづくりに関する事業所調査より）

<<用語説明等>>

※1 改正女性活躍推進法：令和元（2019）年6月5日公布。公布日から3年以内の政令で定める日までに施行

一方、本市の男女共同参画都市宣言の認知状況（図Ⅳ－２）については、年齢別では50歳代、60歳代が高くなっています。宣言してから14年経過していることから、宣言当時の世代における認知度の高さが関係していると考えられます。20歳代から40歳代の認知度の低さは、近年の取組が不十分であったことが考えられます。



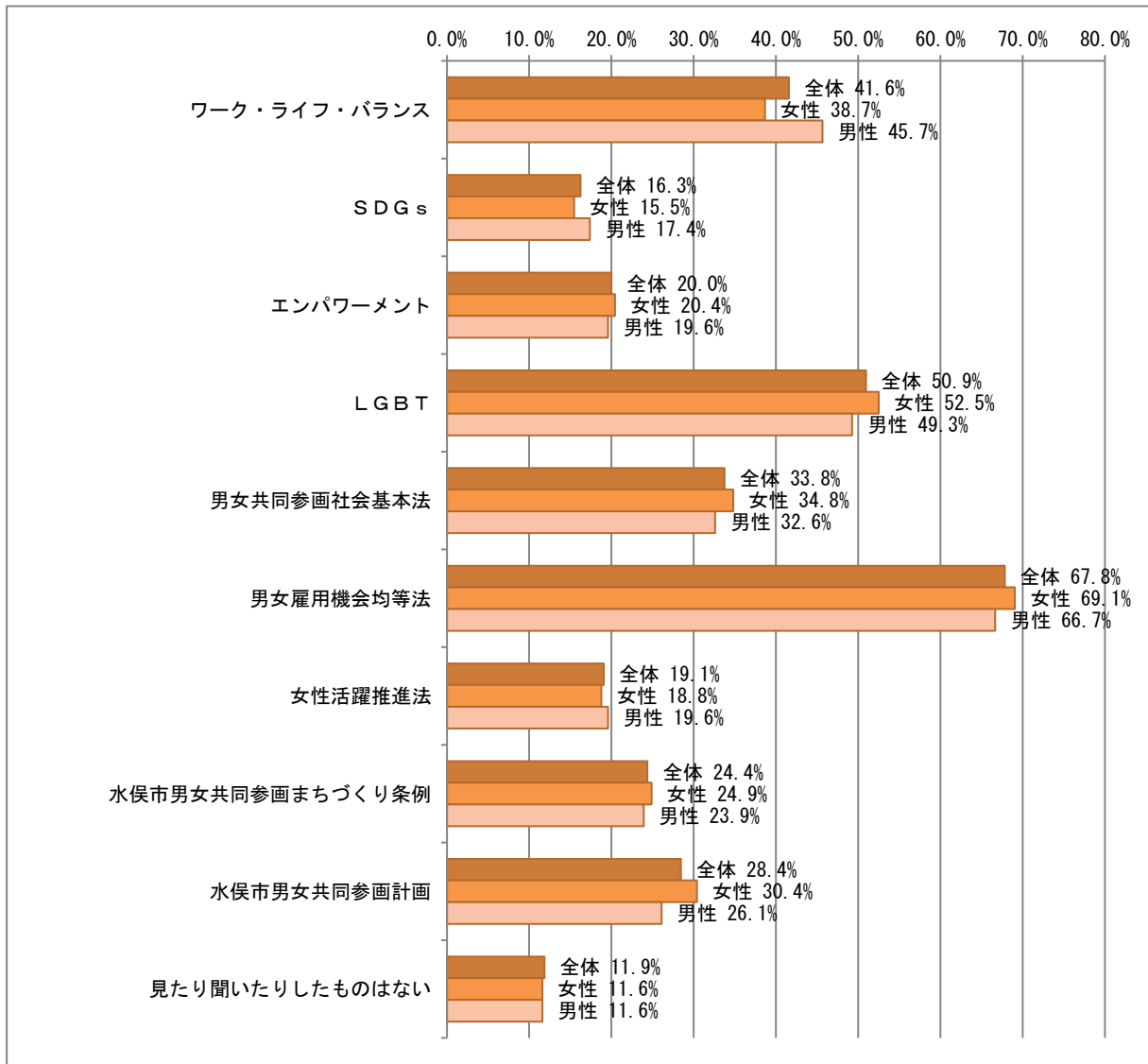
【図Ⅳ－２ 水俣市男女共同参画都市宣言の認知状況】

（令和元（2019）年6月 水俣市男女共同参画まちづくりに関する市民意識調査より）

その他、男女共同参画用語の認知状況については(図Ⅳ-3)のとおり、「男女雇用機会均等法」の認知度が最も高く、次いで「LGBT」、「ワーク・ライフ・バランス」となりました。男女共同参画の考え方が定着するよう、今後さらに男女共同参画用語の内容について普及啓発に努めていくこととします。

市民・事業者との協働・連携については、市民・事業者で構成し、男女共同参画社会の形成に関する重要事項を調査審議する「水俣市男女共同参画審議会」等を組織して、計画の進捗管理を行います。

また、市民、事業者、行政が協働し、それぞれの責務を果たしながら、「男女共同参画社会による持続可能な地域社会」づくりに取り組んでいきます。



【図Ⅳ-3 男女共同参画用語の認知状況】

(令和元(2019)年6月 水俣市男女共同参画まちづくりに関する市民意識調査より)

【施策の方向1】 市の推進体制の充実

男女共同参画計画に位置付ける施策の定期的な進捗管理を行うとともに、現状と課題を分析し、全庁的かつ横断的に取り組んでいくことが必要です。

そのために、庁内における男女共同参画推進体制を強化するとともに、職員一人ひとりが男女共同参画を意識して、積極的に施策等に取り入れます。

併せて、庁内で男女共同参画を推進します。



(☆ターゲット 17.14)

持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。

【施策の内容】

(1) 男女共同参画の実現を目指した市の推進体制の充実

具体的施策	取組内容	担当課
① 庁内連携の強化	(ア) 水俣市男女共同参画社会推進本部、幹事会、検討部会の運営	企画課
② 施策の進捗管理	(ア) 第4次水俣市男女共同参画計画における各施策等の進捗管理 (イ) 市民への施策実施状況等の公表	企画課 企画課
③ 庁内における男女共同参画の推進	(ア) 女性活躍推進法の基づく水俣市特定事業主行動計画の推進・策定 (イ) 市女性職員に対するエンパワーメントの支援	総務課 総務課

(2) 男女共同参画の実現を目指した連携

具体的施策	取組内容	担当課
① 関係各課との連携	(ア) 各課の施策における男女共同参画社会形成に係る視点の取込みの推進	企画課、関係課

<成果の指標>

項目	現況（平成30年度）	目標（令和8年度）
水俣市男女共同参画都市宣言の認知率	41.9%※1	50.0%
施策実施状況等の公表	—	1回/年

【市民・地域社会・事業者が取り組むこと】

- 行政等からの情報を積極的に収集し、男女共同参画に取り組みましょう。
- 普段の行動を見直し、これから何をすべきか考え、行動しましょう。

※1 水俣市男女共同参画まちづくりに関する事業所調査（令和元（2019）年6月）の結果による。

【施策の方向2】 市民、事業者との協働推進

男女共同参画社会の実現を目指し、市民・事業所との連携を強化し、情報の共有・協働（パートナーシップ）により推進します。



（☆ターゲット17.17）

さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

【施策の内容】

（1）市民・事業者との協働による男女共同参画の推進

具体的施策	取組内容	担当課
①市民、事業者との協働	(ア)水俣市男女共同参画審議会等の運営 (イ)企業、事業所への男女共同参画に関する情報提供 [Ⅱ-2-(1)-①-(ア) (再掲)] (ウ)男女共同参画に係る研修、出前講座、講演会等の実施	企画課 経済観光課 企画課、生涯学習課

＜成果の指標＞

項目	現況（平成30年度）	目標（令和8年度）
研修、出前講座、講演会等の実施回数 〔Ⅱ-2（再掲）〕	1回／年	3回／年

【市民・地域社会・事業者が取り組むこと】

- 市が行う男女共同参画に関する事業等に積極的に参加しましょう。
- 家庭・地域・職場でパートナーシップによる男女共同参画に取り組みましょう。
- 事業者は女性活躍推進法に基づく事業主行動計画を策定しましょう。

【水俣市男女共同参画計画策定及び推進体制】

③
∞

